自治労大都市共闘・総務省交渉記録

2013年8月21日11時30分～12時

　大都市共闘は2013年8月21日、総務省公務員部長交渉を行った。総務省からは三輪公務員部長をはじめ、田谷公務員課長、三橋給与能率推進室長、米澤高齢対策室長らが、自治労からは澤田副委員長、石上総合組織局長ほか、大都市共闘から福島議長、吉田副議長、浅井副議長、比嘉副議長、上谷副議長らが出席した。

　冒頭、澤田副委員長のあいさつののち、福島議長が要請書を手交し、重点項目6点について、三輪公務員部長から下記の通り回答を受けた。

①今回の地方公務員給与に関する要請は、防災・減災事業や地域経済の活性化といった地域の喫緊の課題に対処するとともに、国・地方をあげて「日本の再生」に取り組む中で、平成25年度に限って臨時異例に、国家公務員の給与減額支給措置に準じた必要な措置を緊急にお願いしているもの。

平成25年度の地方財政計画においては、地方公務員給与について、国と同様の給与削減を行うと同時に、その削減額に見合った事業費として、防災・減災事業費や地域の元気づくり事業費を新たに歳出に計上することとしたところであり、各地方公共団体においては、給与削減に取り組まれるとともに、こうした地域の課題に適切に対応していただきたいと考えている。

なお、平成26年度の地方公務員給与の扱いについては、国家公務員給与をどうするかこれから検討を始めるところであり、地方公務員給与については、地方の声を聞きながら総合的な検討をしていきたいと考えている。

　②平成25年度においては、地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源総額について、平成24年度地方財政計画と同水準を確保したところ。

地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方税と併せ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額の適切な確保を図ってまいりたい。

さらに、大都市については、福祉行政等について事務配分の特例により、他の市町村に比べて財政需要額が多額になる等の大都市特有の財政需要の的確な算定に努めているところである。

　③地方公務員の給与等の勤務条件については、地方公務員法の趣旨に則り、条例で定められるべきものと考えている。

ご指摘の調査・ヒアリングについては、地方公務員給与に係る今回の要請は、政府として行っているものであり、各地方公共団体における条例の施行状況などを適切に把握するとともに、未対応団体については、その経緯や理由を伺いつつ、引き続き、理解が得られるよう説明を行う観点から行っているもの。

給与減額に関する具体の対応については、各地方公共団体において、最終的に議会での十分な議論を経て、条例で定められることとなるものであり、各団体の決定に対して介入するものとのご指摘はあたらないと考えている。

　④雇用と年金の接続については、本年3月26日の閣議決定を受け、3月29日に各地方公共団体へ総務副大臣通知「地方公務員の雇用と年金の接続について」を発出したところ。

通知では、「定年退職者が再任用を希望する場合、任命権者は公的年金の支給開始までの間、当該職員を再任用するものとすること」、「意欲と能力のある人材を、幅広い職域で最大限活用できるよう努めるとともに、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験について、公務内で積極的に活用できる環境を整備すること」など、地方公共団体に対して閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずることを要請したところ。

地方公務員の雇用と年金の接続を確実に図るため、引き続き地方公共団体に対して十分な説明と助言に努めてまいりたい。

⑤公務員部においてはかねてより、国家公務員における女性職員の採用・登用の拡大等に関する指針等について、各地方公共団体に取組の参考としていただくよう情報提供を行ってきたところ。

また、平成22年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画においては、地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大等について具体的施策が示されたところであり、これについても情報提供を行うとともに、女性職員の採用、登用等の拡大に向けた取組を更に積極的に進められるように様々な会議の場を活用するなどしてお願いをしているところ。

公務員部としても、女性職員の採用・登用の拡大は重要な問題と認識しており、内閣府とも協力して、地方公共団体の主体的な取組が進むよう適切な助言、情報の収集・提供を行ってまいりたい。

　⑥平成25年度より厚生労働省においては、生活扶助基準の見直しと併せ、不正受給対策の徹底、医療扶助の適正化等の生活保護制度の見直しや、生活困窮者対策に総合的に取り組むこととされている。

こうした状況を踏まえ、平成25年の交付税の単位費用の設定にあたっては、生活保護制度見直しによる福祉事務所の人員体制整備のため、標準団体について県3名、市町村2名分のケースワーカーの増員、県1名分の査察指導員の増員を行ったところ。

また、福祉事務所における医療扶助体制の強化のため、嘱託医手当の見直しを行ったところ。

今後とも厚生労働省と連携しつつ、地方の実情を踏まえながら地方交付税の適切な算定に努めてまいりたい。

　これらの回答に対し、大都市共闘幹事は、以下の通り発言した。

　地公給与の削減要請について、総務省と自治労は様々な場面において意見交換をしてきたが、今日は大都市共闘の立場で改めて発言させていただく。ご承知の通り地方財政は厳しい状況が続いている。この３年ほど地方交付税が増額され一息ついたと思ったら、今回の要請だ。大都市共闘の自治体でも大幅な給与削減を余儀なくされているところがある。私の自治体もヒアリングを受けており、その中でも説明させてもらっているが、人員を削減して職場が大変厳しい状況だがそれでもがんばっている。あらためて地域の実情を斟酌していただきたい。また、この給与減額が来年以降継続されるのか大変心配している。この措置が2～3年続くようだと疲弊している地域は、ますます厳しいことになる。ぜひ地方の状況をご理解いただき、尽力いただきたい。

また、生活保護行政について、私自身もケースワーカーを9年間やっていたので、生活費の一部削減は厳しいと実感している。私の出身市では、生活保護受給者は無年金あるいは年金の少ない高齢者が中心となっている。このため景気が良くなっても保護率は下がらない。すでに一般会計を大きく圧迫しており、今後、固定的に膨らんだ生活保護費を支出し続けられるのか。また、業務にあわせて人員を確保すると他の部署に人が回せない状況だ。地方交付税の算定方法や取扱いを含めて何らかの対応をお願いしたい。

　これに対し、公務員部長は次の通り答えた。

勤務条件については、それぞれの自治体でいろいろな工夫や努力をされていることは十分承知しており、それを踏まえた上でお願いをしているところ。この先の話については、まさにこれからといったところであり、総合的に検討していきたい。

　生活保護については、現場では大変苦労されていると認識している。制度を所管する厚生労働省と連携して、また、それぞれの地域の実情を踏まえていく必要があると思う。その上で、地方交付税の今後についても適切な算定をしていくということになると思うので、そういう姿勢で対応を行っていきたい。

最後に福島議長より「貴重な時間を頂いたことに感謝する。本日の要請の一番の課題はやはり給与削減だ。大都市共闘のそれぞれの自治体においても、要請について協議しているところだが、今年度に限ってということで決着しているところ。継続について政治がらみで左右されるのは理不尽であると考えている。お話しいただいた通り労使協議で決定するという前提であれば、労働組合としての我々の立場をしっかりご理解、尊重頂き今後の対応をよろしくお願いしたい。また、自治労・大都市共闘は、組合員の生活を守る立場であると同時に、公共サービスを担う立場でもある。引き続き自信と誇りをもって公共サービスの現場を守っていけるよう引き続き意見交換の場と助言をお願いしたい。」と発言し本日の交渉を終えた。

以　上